

【別紙1】 評価表（マネジメント機能）

収集運搬（積替保管なし）、収集運搬（積替保管あり）、中間処理及び最終処分共通

大項目	中項目	チェック 欄	必須項目	評価項目	チェック 欄	点数	優良	基準	環境	
経済 分野 35点	事業の継続性 6点	/	産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う許可業者で、岩手県内における業務実績が1年以上ある。	産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う許可業者で、岩手県内における業務実績が5年以上ある。	/	2点	◎	業務実績が5年以上である。	○	
			自己資本比率（自己資本比率＝純資産/（純資産＋負債））が一定水準以上を維持している。	自己資本比率（自己資本比率＝純資産/（純資産＋負債））が一定水準以上を維持している。	/	2点	◎	直近3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上を維持している。	○	
			事業年度における経常利益金額等が零を超えている。	事業年度における経常利益金額等が零を超えている。	/	1点	◎	直近3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であり、次の(1)、(2)のいずれかに該当している。 (1)直近3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 (2)前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が零を超えること。	○	
			◎産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び、労働保険料について未納のものがない。	◎産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び、労働保険料について未納のものがない。	/	2点	◎	直近3年の各事業年度における経常利益金額等が零を超えている。	○	
	経営 マネジメント 3点	/		社内組織体制が構築されている。	/	3点	◎	インターネット上で業務を所掌する組織及び人員配置図が明確になっている。	○	
	危機管理体制 4点	/		事故などの緊急時の対応方法や連絡体制が記載されているマニュアルが整備されている。	/	4点		異常事態に対する対応マニュアルが整備されており、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。		
	事務管理 10点	/	排出事業者と締結している委託契約書は、施行令及び施行規則の規定を満たした書面による契約である。	排出事業者と締結している委託契約書は、施行令及び施行規則の規定を満たした書面による契約である。	/	2点			事務分掌表等で明確になっている。	
			受託する廃棄物は、施行規則に定められた規定を満たしたマニフェストを使用している。	受託する廃棄物は、施行規則に定められた規定を満たしたマニフェストを使用している。						
			事業所ごとにマニフェストの交付、送付及び回付事務が適切に行われていることを確認できる帳簿等が整備されている。	事業所ごとにマニフェストの交付、送付及び回付事務が適切に行われていることを確認できる帳簿等が整備されている。						
			必要事項が全て記載されているマニフェストを5年間保管している。	必要事項が全て記載されているマニフェストを5年間保管している。						
			事業所ごとに施行規則の規定を満たした帳簿が整備され、5年間保管している。	事業所ごとに施行規則の規定を満たした帳簿が整備され、5年間保管している。						
	職員管理 6点	/	電子マニフェストに加入している。	電子マニフェストに加入している。	/	4点	◎	情報処理センターの電子マニフェストに利用登録をしており、当該許可の区分において電子マニフェストが利用可能である。	○	
			顧客からの苦情等に対応し記録できる体制が整っている。	顧客からの苦情等に対応し記録できる体制が整っている。	/	2点		顧客からの苦情に対応した事務分掌になっており、対応マニュアルが整備されている。		
			各現場部門で作業日報を毎日記録している。	各現場部門で作業日報を毎日記録している。	/	1点		記録している。		
			許可申請書、許可証、諸届出、図面等の重要書類が保管されている。	許可申請書、許可証、諸届出、図面等の重要書類が保管されている。	/	1点		保管している。		
	職員教育 6点	/	職員カード等で勤務状況が管理されている。	職員カード等で勤務状況が管理されている。	/	2点		職員管理がされている。		
			労働安全衛生の取組みを行っており、労働基準監督署から行政処分を受けていない。	労働安全衛生の取組みを行っており、労働基準監督署から行政処分を受けていない。	/	2点		労働安全衛生の取組みを行っている。過去5年間労働基準監督署から行政処分を受けていない。		
			安全衛生規程を作成している。	安全衛生規程を作成している。	/	2点		作成している。		
	職員教育 6点	/	業の許可取得に必要な資格者及び講習修了者がいる。	環境保全技術に関する資格を従業員等が取得している。	環境保全技術に関する資格を従業員等が取得している。	/	2点		資格を取得している者が複数おり、資格名称及び取得者数を公表している。	
				資格を取得している者がおり、資格名称及び取得者数を公表している。また、資格者がいない場合はその旨を公表している。	資格を取得している者がおり、資格名称及び取得者数を公表している。また、資格者がいない場合はその旨を公表している。	/	1点			
産業廃棄物関係講習会を従業員等に受講させている。			産業廃棄物関係講習会を従業員等に受講させている。	/	2点		講習会の課程を修了した者が複数おり、講習会の名称及び修了者数を公表している。			
講習会の課程を修了した者がおり、講習会の名称及び修了者数を公表している。			講習会の課程を修了した者がおり、講習会の名称及び修了者数を公表している。	/	1点					
/	/	廃棄物の受け入れからリサイクル・処理の一連の業務に関するマニュアルが整備されている。	廃棄物の受け入れからリサイクル・処理の一連の業務に関するマニュアルが整備されている。	/	2点		業務マニュアルが整備され全従業員に対し定期的な研修・教育を行っている。（コンプライアンスの研修等を含む。）	○		
		業務マニュアルが整備されている。	業務マニュアルが整備されている。	/	1点					

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	評価項目	チェック欄	点数	優良	基準	環境
環境分野 30点	環境マネジメントの構築 25点	/		育成センターの保証金制度に加入している。		10点		加入している。	
				ISO14001又は、エコアクション21若しくは、これと相互認証された規格により認証されている。		10点	◎	認証を取得している。	○
	環境に対する取組み 5点	/		環境汚染や災害発生に関する環境保険等に加入している。		5点		加入している。	
				いわて地球環境にやさしい事業所等の認定を受けている。		5点		認定を受けている。	
社会分野 35点	情報開示状況 19点	/		各種記録・資料が開示要求にすみやかに応じられるように資料が整備されている。		3点		現場調査等の際に、速やかに開示できる体制である。	
				会社情報を公表している。		4点	◎	インターネット上で会社情報を公表している。	○
				許可の内容を公表している。		4点	◎	インターネット上で事業計画の概要及び産業廃棄物処理業の許可証の記載事項を公表している。	○
				財務諸表を公表している。		4点	◎	インターネット上で直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書及び個別注記表を公表している。	○
				料金内容を公表している。		4点	◎	インターネット上で料金表又は料金の算定方式、廃棄物の種類や性状による個別の見積もりを公表している。	○
	地域住民との共生 6点	/		地域住民からの苦情等に対応し、記録できる体制が整っている。		2点		体制が整っており、処理記録が残されている。	
				地域住民との定期的な連絡会・説明会等によってコミュニケーションが図られている。		2点		連絡会・説明会等を年1回以上行っている。	
				事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公表している。		2点	◎	インターネット上で事業場等の公開の有無を公表している。また、事業場公開している場合は頻度も掲載している。	○
	表彰経歴 2点	/		過去に無労働災害、車輛安全運行、環境保全、リサイクルその他産業廃棄物業務に関する表彰を受けたことがある。		2点		表彰を受けたことがある。	
	過去の違反履歴 8点	/		特定不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から2年を経過しない者に該当しない。		5点		◎	該当しない。
過去2年間に法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令違反による行政庁の文書指導(報告聴取は含まない)を受けていない。					3点		過去2年間受けていない。		
その他	その他	/		暴力団員を雇用していない。					
				法人で暴力団員が事業活動を支配していない。					
				虚偽の申請をしていない。					
	先進的取組み	/		SDGsへの取組み、3Rに関する研究・開発による成果、地域貢献(災害時等の支援、福祉活動等)、環境・CSR報告書の作成・公表等先進的な取組みを行っている。(自由回答)審査基準と別枠で評価し加算する。		10点 各2点			※ ○

(注1) (優良)◎印は環境省「優良産業廃棄物処理業者認定制度」対応項目

(環境)○印は「環境配慮契約法の基準」配慮項目

(注2) 「法」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和44年法律第137号)、「令」は廃棄物の処理及び施行に関する法律施行令(昭和46年施行令第300号)、「規則」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)、「浄化槽法」は浄化槽法(昭和58年法律第43号)を指す

(注3) ※印は、「環境・CSR報告書の作成・公表」については、「環境配慮契約法の基準」配慮項目であることを示す